



報道機関 各位

## 本市中学校における著作権侵害に係る損害賠償について

令和4年11月に本市中学校において「学校だより」を作成した際に、インターネットで検索した有料イラストを有料との認識のないまま許諾なく使用していました。そのため、制作者の著作権を侵害していたことから、その損害を賠償しました。

### 記

#### 1 概要

令和6年5月29日、相手方弁護士から請求書が届き、校長が本市教育委員会へ相談したことから本事案が発覚しました。

請求の内容を確認したところ、令和4年11月から学校だよりが閲覧できる状態にあったため、学校のホームページ上から該当の学校だよりを削除するよう指示し、同日削除いたしました。

#### 2 支払金額（令和4年11月から令和6年5月までのイラスト使用料及び無断使用に係る損害賠償金）

176,000円

#### 3 本件の対応

学校の教職員がイラストを使用する際、有料であることの確認が十分でなかったことが原因であり、相手方の著作権を侵害したため、本市において、その損害を賠償しました。

#### 4 再発防止策

市内全校長へ本件に係る情報共有し、学校だよりやホームページ上で使用しているイラストに関して、利用規約の確認を徹底するよう通知するとともに、サービス事故防止研修を実施し著作権法への理解を校内で進めるよう指示しました。

#### ■問い合わせ先

指導室長・小瀬（こせ） 電話042・470・7781